（経過措置）

第三十六条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

（罰則）

第三十七条　第三十条第二項の規定による需要開拓支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした需要開拓支援法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第三十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした需要開拓支援法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十九条第一項の規定による許可を受けないで、需要開拓支援業務の全部を廃止したとき。

三　第三十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第三十四条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十条　第三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十二条　第七条第二項及び第十一条第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（見直し）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行うものとする。

財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政　令

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百四十三号

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

七　次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策

イ　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項に規定する法人税関係特別措置

ロ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの（法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）

八　前号に掲げるもののほか、国税又は地方税について、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）が講ぜられることを目的とする政策

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

府　令

○内閣府令第二十九号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第五十一条の二の規定に基づき、資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年五月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫